モバイル接続料の適正性向上に 関する方針整理について

令和2年6月30日

事 務 局

O 検討の経緯	2
1 予測値の算定方法の適正性向上	3
(1)検討課題	4
(2)意見	6
(3)考え方	10
2 4G·5G一体接続料の適正性向上	•••• 17
(1)検討課題	18
(2)意見	19
(3)考え方	20
3 原価の適正性向上	•••• 21
(1)検討課題	22
(2)意見	23
(3)考え方	25
<参考資料>	26

検討の経緯

- □ 二種指定事業者とMVNOとの公正競争の確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されことが重要であり、総務省においては、二種指定事業者から接続約款として届出がなされる接続料について、併せて提出される接続料の算定根拠に基づき、その適正性を確認している。
- □ 2019年度に適用される接続料からは、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(2019年4月)の指摘を踏まえ、接続料の検証結果について、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会に報告を行う運用がなされており、同委員会の場で個々の委員から示された指摘等を踏まえ、二種指定事業者に対して改めて確認を行う、所要の制度改正について検討を行う等、検証の充実が図られている。
- □ 今般、総務省において、2020年度に適用される接続料について接続約款の届出が行われたことから、当該接続料についての検証が行われているところ、接続料の適正性を向上させるため、新たな取組について検討を行う必要があると思われる事項について、当研究会に対して論点提示が行われた。本件は、これを受けて、検討を行ったものである。

1 予測値の算定方法の適正性向上

- □ 二種指定制度における接続料については、MVNOにおける予見性確保、キャッシュフロー負担軽減を図り、 二種指定事業者とMVNOとの公正競争を確保するため、2020年度から、合理的な予測に基づく将来原価方 式による算定方式が導入。
- □ 予測値の算定方法については、二種接続料規則において、原価となる「設備管理運営費」、利潤の算定に 用いられるレートベースの太宗を占める「正味固定資産価額」及び「需要」の3項目について、それぞれ、合 理的な将来の予測を行う旨規定されているのみ。
- □ 具体的な予測値の算定方法については、基本的に二種指定事業者に委ねられているが、当研究会第三次報告書において、予測値の算定方法の適正性について、総務省において検証し、その結果に基づき、適正性を向上させるための所要の取組を行っていくことと整理された(※)。
 - ※ 当研究会第三次報告書では、予測値の算定方法の検証について、「具体的な予測値の算定方法について、まずは、二種指定事業者の判断に委ねることとするところ、二種指定事業者により定められた予測値の算定方法について、総務省において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を行うことが適当である。その上で、検証結果に基づき、より精度の高い算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、予測と実績の乖離の状況を踏まえ、それがなるべく小さくなるよう、また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることにならないよう、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接続約款の変更命令について検討する等、予測値の算定方法の適正性を向上させるための所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当である」と指摘している。

□ <u>総務省の検証を受けて新たな取組を検討するにあたり、将来原価方式を含む接続料の算定について、これ</u> まで整理された考え方に基づき観点を設定し、各々の観点から検討課題を抽出した。

(1)検討課題②

- □ 接続料の適正性確保の観点(予測と実績の乖離の狭小化の観点)
 - 予測値の算定に当たっては、予測と実績の乖離が大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることとなることから、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要。
 - MVNOガイドラインにおいて、予測値の算定について、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る事象(以下「予測対象年度における見込み」という。)を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められるとされているところ、①「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」及び「需要」の予測値算定対象項目を構成する細目についても、予測対象年度における見込みの反映が適切に行われているかどうか検証。
 - また、②他の項目、特に「利潤」を構成する各項目についても予測値の算定を行う必要があるかどうかについて検討。
- □ 接続料算定の検証可能性の確保
 - 実績原価方式であれ将来原価方式であれ、およそ接続料の算定にあたっては、その算定の透明性、 すなわち事後的な検証可能性が確保されていなければ、接続料の適正性が期待できない(※)。
 - ※ 接続料算定の透明性、検証可能性の確保の重要性は、これまで、累次の報告書等で指摘。例えば、モバイル市場の競争関係に関する研究会中間報告書では、「MNOとMVNOとの公正競争の確保に向けては、接続料の適正性が十分に確保されるようにするため、接続料の水準や算定根拠などその算定のプロセスについて、一層の透明性の向上を図ることが重要である」とされている。
 - 予測値の算定において、③検証を可能とする程度の情報が総務省又は一般に開示されているかどうかについて検証。なお、MVNOへの情報開示制度が導入されているところ、④適切な情報開示がMNOからMVNOになされているかどうかについても検証。

□ その他

⑤実績が予測を上回った場合、MVNOの経営に対して重要な影響が予想されるところ、何らかの対応ができないか検討を。また、今般の新型コロナウィルス感染症の事態を受け、⑥将来原価方式による接続料算定時に予見しえなかった重大な後発事象が生じた場合の対応についても検討。

① MVNO委員会

- 総務省において各社の予測値の算定方法についてより精緻に比較検証した上で、**審議会への報告等を通** じ、有識者の視点を交えてさらに検証を行うことが適当。より透明性を確保する観点から、<u>検証結果等につ</u> いて可能な限りMVNOに開示されることを強く要望。
- 「投資その他資産」及び「貯蔵品」を予測値算定の対象とするかどうかは、まずはそれらが大きく変動する可能性が高いのか等、利潤の予測においてどの程度の影響を生じうるのかを検証することが必要。
- <u>予測値の算定方法に係る情報開示内容</u>について、現時点では十分かどうか判断できない。実績と予測の 乖離の結果を踏まえ必要な場合は、<u>一種指定制度のような情報開示を目指し、更なる拡大検討をお願い</u> <u>することになる</u>。
- 予測と実績の乖離による差額を調整する場合においては、<u>会計原則やMVNO間の公平性の観点から、精算による調整が望ましい</u>。差額を調整するに当たっては、二種指定事業者からMVNOに対して差額が生じた具体的な理由・要因の明示・開示することが不可欠なため、対応について引き続き注視することを要望。
- MVNOが追加的に支払う費用について、MVNOの要望に応じて、分割払いや支払い期日延長等、二種指 定事業者において柔軟に対応いただけることは、MVNOのキャッシュフロー軽減には寄与する。
- 不測の事態が生じた場合は、少なくとも、当該事態が予測接続料にどのような影響を与えるかについて、適時かつ具体的に情報提供いただくことが重要。MVNOにとっては事業収支における影響把握が最も重要なため、不測の事態が生じた場合のみならず、平時においても予測接続料算定時との状況変化が生じた場合には、二種指定事業者からMVNOに対しての適時かつ具体的に情報提供、情報開示を強く要望。例えば、MNOが年度途中での需要の減少等の情報を知っているが、それをMVNOが知らないとすると、MNOとMVNOで同等の予見性をもっているとは言えない。
- 全ての予測内容を強制的に開示させる必要はないが、MNO内部でも四半期毎に状況を整理し事業計画を 立てているはず。それをMVNOには接続料算定の時期まで隠すというのは、将来原価方式の導入の考え 方からすると問題。

(2)意見②

② 二種指定事業者

- 予測方法の適正性は、実績との比較により検証が可能になるものと考えられるため、<u>適正性の検証は、2020</u>年度の実績が判明する2021年度からの実施が適当。
- <u>予測と実態の乖離の状況等の検証もできていない状況であり、見直しについて議論するのは、時期尚早</u>。 規則やガイドライン等の見直しを行う場合は、複数年度の予測と乖離の要因分析を行った上で検討すべき。
- <u>予測の方法や考え方は各社ごとに異なるため、一律に決めるべきではない。</u>
- 原価、正味固定資産、需要に関する具体的なデータについて、<u>現状公表していない内容は、全て保護されるべき事業運営に直結する情報であるため、原則として提出できるものではない。</u>
- 予測値は、都度確認の上、可能な範囲で説明を行うが、<u>事業見通しは経営情報にあたるため、算定根拠と</u>しての提出は控えさせて頂きたい。
- 予測値と実績値との乖離があった際には、その要因を届出する算定根拠において説明する必要があり、<u>恣</u> 意性排除や客観性確保を考慮せずに予測値を算定するインセンティブはない。
- <u>予測値と実績に大きな乖離が生じた場合</u>などは、予測方法の妥当性、ヒアリング項目の過不足などを分析の上、必要に応じて見直しをしていきたい。
- 「投資その他資産」及び「貯蔵品」は、事業活動の状況により大きく変動する可能性があり予測が困難かつ、 レートベースに占める割合も大きくないことから、一種指定制度と同様に、算定対象から除外すべき。
- 「投資その他資産」「貯蔵品」を予測対象とすることは、一種指定制度との規制上のバランスを欠くものであり反対。仮に予測の対象としたとしてもその影響は軽微と想定。
- MVNOへの負担軽減について検討できる可能性はあるが、MVNOへの支払い猶予等を認める場合には、 一般的に何らかの債権保全措置が講じられるものと考えられるため、その在り方も併せて検討すべき。また、 MVNOとの取引規模によっては、MNO側の経営に影響を与える可能性もあることから、支払い猶予措置を 原則化すべきか否かは慎重に検討すべき。

(2)意見③

③ 構成員

- <u>予測値についてどういう情報をもとにどういう方法で予測したのか</u>について、経営情報に抵触しない範囲で、 <u>データをもらっていくことが重要</u>。
- <u>予測のための基礎情報が検証において重要</u>。経営情報につながるとしても事業者には広い心で提供をお願いしたい。
- 正味固定資産価額等において、基地局の設備投資が大部分を占めていると思うので、<u>基地局の数等の</u> <u>データをもらうことが重要</u>。
- 予測の元となるデータの提出を各社に求めていく点については、**経営情報に近いデータをお願いベースで 各社がどれだけ提供してくれるか、実行性の観点で課題がある**ように感じる。一方で、これから検証を進めていくに当たり、そうしたデータがないと分析が止まってしまうので、各社に実際に提出してもらうことは非常に重要となってくる。
- アウトプットを出すのに、インプットデータとそれをどう使ったかという方法が重要。最初から100点ではないのは当然なので、これからより良いものとしていくために、検証が大事。まずは、要素としてインパクトの大きいもの、各社で考え方等が大きく異なるものをとりあげて段階的に進めていったらどうか。
- <u>情報収集の実効性という観点で、ヒアリングという形が適切なのか</u>といった点を含めて考える必要があるのではないか。この点、事業者と総務省での合意形成を上手く行っていくことが重要。
- 予測値の算定については、3社違う方法、違う結果が出ているため、<u>3社を比較してみて、どういった考えや経営理念が背景にあるのか、ヤードスティック的な考えで進めていけば、各社の対応というものが明確になっていく</u>のではないか。
- 予測値の算定において、具体的にどのような過去の数値、過去のトレンドを使用したのか、確認が必要。
- 予測の導入は、<u>各社、負担が増えるということで当初は難色を示していたが、しっかり算定をしていただいた</u>。
- <u>検証は</u>結果を待ってからするのではなく、<u>算定方法やプロセスの理解を深めるところから進めていくもの</u>。

(2)意見④

- <u>実績が予測を上回った際は軽減措置を講じなければならないとすると、高めに予測した方が安全と考えてしまうのではないか</u>。予測が高すぎてもMVNOの利用者料金設定に悪い影響を与える可能性もある。 MVNO自身で安全マージンを考える方がよいのではないか。
- 実績が予測を上回った場合の措置を、<u>あまり総務省側がガチガチに決めると、逆に変な情報の出し方になってしまう恐れがある</u>。もし行うとしても、ある程度の柔軟性をもって行うことが大事。
- <u>将来原価方式を導入したのは</u>、透明性、適正性の向上に加え、<u>MVNOのビジネスに対する予見性を高めたいという理由があったため。</u>今回の予測に対してのMVNOの意見を聞きたい。
- 予測の算定方法について、各社に対しては自由に計算してください、ということでお願しているので、今後、 <u>検証していく上で、各社にフィードバックしていくのか、個社でヒアリングを続けていくのか、そこを考えていく</u> 必要があるのではないか。
- 様々な予測値が出ているという今回の結果も踏まえて、<u>再度改めてMVNOに精算の必要性を聞きたい</u>。
- <u>コロナ対策</u>として追加パケット無償化等を行っているが、こうした取組によって、<u>例えば、需要や、自己資本</u> <u>利益率等が影響を受け、予測接続料が大きく変わってしまうことを懸念</u>している。場合によっては何か特例 措置を考えた方がよいのではないか。
- 説明資料等で、構成員限りが多いが、対外的にも発言していただきたい。
- 当初の目的であるMVNOの予見可能性に資するような情報開示についてMNOから回答があったが、なかなかハードルが高いような印象。今後議論していき、できるところから情報開示されるようにしたい。
- 企業の計画を開示となると、本当のことが分からないように書かれるので、このような競争の激しい業界では、 計画をそのまま開示というのは難しい。情報開示してもらうような仕組みを作っていくべき。
- 予見可能性はビジネスのうえで大事だが、予測が当たるかどうかのほか、年度途中で前提が崩れて予測値が外れる場合に、MNOにとってはどういう段階でどういう情報出すかが課題となる。MNOは、提出するインセンティブがないことから、わからないと回答している面もあると思うので、その辺も議論していくべき。

(3)考え方①~予測値算定対象項目を構成する細目に係る予測~

- □ <u>予測対象年度における見込みの反映の有無</u>について、<u>予測値の算定区分ごと</u>、すなわち、<u>予測値の算定</u> 対象項目を構成する細目ごとに確認したところ、二種指定事業者によって差異が見られ、特定の予測値の 算定対象項目について、予測対象年度における見込みをほとんど反映していないケースもあった。
- □ 二種指定事業者からは、予測値の算定区分によって、反映するような予測対象年度における見込みが存在 していないケースもある旨、事業者によって予測対象年度における見込みの状況が異なるため、その反映 のルール化は適切ではない旨、予測に対する実績がまだ算定されていない状況で見直しを行うのは時期尚 早である旨の意見等が示されている。
- □ MVNOガイドラインおいては、「予測と実績の乖離がなるべき小さくなるよう行われることが必要」、「過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められる」とされている。
- □ この観点からは、より高い精度を確保するため、予測対象年度における見込みの反映が、より多くの算定区分において行われるようにすることが望ましい。特に、1年度目の予測値の算定については、予算の執行予定をある程度詳細に見通せる状態にあると考えられ、過去の実績値からの推計を基本として予測値を算定するとしても、推計した値について、予算の執行予定と照らし合わせ、補正の要否の判断を行うことが重要。
- □ 予測値の算定は、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、予測対象年度における見込みを適切に反映し、実態に即したものとすることが求められているところ、それは、原則として、予測値の算定区分の全て(設備管理運営費の各区分、正味固定資産価額の各区分及び需要)において求められるものであると整理すること、とりわけ、1年度目の予測値の算定については徹底した取組が求められると整理することが適当と考えられるのではないか。

(3)考え方②~利潤における予測値の算定対象について~

- □ 利潤の算定には、様々な項目が用いられているところ、将来原価方式の導入に当たっては、<u>まずは、一種指</u> 定制度と同様、レートベースの太宗を占める「正味固定資産価額」のみが予測値算定の対象とされている。
- □ 他の項目については、当研究会第三次報告書において指摘したとおり、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況に応じ、予測値算定の対象とすることについて検討を行っていくこととすることが適当と考えられるところ、より精度の高い算定とするため、レートベースを構成する「投資その他資産」及び「貯蔵品」についても対象とすることが、一案として考えられる。
- □ 二種指定事業者からは、両項目のレートベースに占める割合は小さいことから、それらを予測値の算定の対象に追加したとしても、予測接続料の水準に与える影響が小さく、他方、両項目については、予測対象年度における見込みも存在しないことから、予測値の算定対象として相応しくない旨の意見が示されている。
- □ MVNO委員会からは、両項目が利潤の予測においてどの程度の影響を生じ得るのか検証が必要との意見が示されている。
- □ 両項目については、予測接続料に与える影響が大きいとは必ずしも言えないことから、現時点では、予測値の算定対象に追加する強い理由があるとは言えないと考えられる。
- □ ただし、<u>今後、</u>予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、<u>予測接続料に与える影響が相当程度</u> 大きいと判断される状況になった場合は、予測値の算定対象に追加する検討を行っていくことが適当と考えられるのではないか。

(3)考え方③~予測値算定の検証可能性確保について~

- □ 過去の実績値からの推計、予測対象年度における見込みの反映が適切に行われているかを検証するためには、どのような過去の実績値、どのような予測対象年度における見込みを用いたのかが示され、さらに、それらをどのように用いて算定したのか、具体的な計算式が示されることが必要であるが、現状、これらについて、検証を可能とする程度の内容が総務省又は一般に開示されているとは言えない。
- □ <u>二種指定業者</u>からは、予測対象年度における見込みや具体的な計算式は、<u>秘匿すべき経営情報に当たるため提出困難</u>である旨、<u>恣意的な算定や客観性に欠ける算定を行うインセンティブはない</u>旨、予測値に疑念がある場合は、<u>その都度説明を求めるべき</u>である旨、予測と実績との間に<u>大きな乖離が生じた場合には必要に応じて見直しを行っていく</u>旨の意見等が示されている。
- □ 接続料の算定の基礎となる数値や計算式は、接続料の適正性の検証に不可欠。将来原価方式においては、 予測値の算定方法について、精算接続料のように二種接続料規則において詳細に定めるのではなく、二種 指定事業者の判断に委ねており、算定の実態を詳細に確認する必要がある。
- □ 予測値の算定における検証可能性の確保のため、予測値の算定において、どのような過去の実績値、どのような予測対象年度における見込みを用いたのかを総務省に開示するとともに、予測対象年度における見込みのうち、予測対象年度における接続料に大きな影響を与える得る基礎的なものについては、具体的な数値を総務省に提出するものとすることが適当と考えられるのではないか。
- □ 同様に、過去の実績値及び予測対象年度における見込みをどのように用いたのか、具体的な計算式について、総務省に提出するものとすることが適当と考えられるのではないか。
- □ ただし、秘匿性の高い経営情報に該当する情報が含まれる可能性があるため、情報の性質によっては、M VNO等総務省以外への開示を要さないこととすることが適当ではないか。

(3) 考え方4~予測値の算定方法に係るMVNOへの情報開示について~

- □ <u>予測値の算定方法</u>については、予測と実績の乖離を<u>MVNOにおいて自らの努力によりある程度予想できるようにする観点</u>から、情報開示告示が改正され、<u>MVNOからの請求に応じて開示しなければならない</u>こととされたが、その具体的な開示内容については、特に示されておらず、<u>二種指定事業者の判断に委ねられている</u>。
- □ <u>具体的な開示内容</u>について、二種指定事業者からは、総務省に提出している予測値の算定方法をベースに 開示している旨の説明がなされているが、<u>総務省に提出しているものよりも抽象的な内容となっている</u>ケー スもある。
- □ MVNO委員会からは、開示内容が予想に足るものであったかは、予測と実績の乖離についての検証が行われる過程で事後的に検証できるものと考えられ、その結果を踏まえ、必要な場合は、一種指定制度で行われている情報開示内容の拡大の検討を依頼することになる旨の意見が示された。また、一種指定制度で行われている情報開示では、予測値算定の対象項目ごとに、算定の基礎となる値、算式及び予測に用いたパラメータが開示されているとの分析が示された。
- □ 具体的な開示内容については、二種指定事業者からも、MVNOからの要望に応じて検討していきたいとの説明がなされているところであり、基本的には、MVNOと二種指定事業者の協議の中で充実が図られていくものと考えられるが、MVNOにおいて、自らの努力によりある程度予想できるようにするための必要最低限の内容として、予測値の算定区分ごとに、過去の実績値としてはどのような値を用いているのか、予測対象年度における見込みとしてはどのような値を用いているのか、それらを用いて、どのような計算式により算定を行っているのかが分かるようなものとすることが適当と考えられるのではないか。

(3)考え方⑤~実績が予測を上回った場合の措置について~

- □ 将来原価方式では、精算方式を採用しているところ、<u>予測と実績の乖離が大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることになる</u>ことから、その影響をなるべく小さくする方策として、接続料の届出時期の早期化、予測値の算定方法等のMVNOに対する情報開示、総務省における審議会への報告を通じた毎年度検証等が措置。
- □ これらに加えて、<u>精算接続料が予測接続料を上回り、MVNOが接続料を追加的に支払う場合</u>、<u>例えば支払 猶予や分割払い</u>が可能となると、MVNOにおける<u>負担軽減が図られる</u>と考えられるところ、MVNO委員会か らは、分割払いや支払期日延長等の柔軟な対応がなされることは、キャッシュフロー軽減に寄与するもので ある旨の意見が示されている。
- □ <u>二種指定事業者</u>からは、MVNOからの<u>個別の要望に基づき検討することが可能</u>である旨の意見が示されている一方で、二種指定事業者の経営に影響を与える可能性もあることから、そうした措置の<u>ルール化については慎重であるべき</u>との意見が示されている。
- □ 精算接続料が予測接続料を上回った場合における、MVNOの負担を軽減する措置については、まずは、二 種指定事業者における自主的な取組として行われることが適当と考えらえられ、それを促すために必要な 措置を講じることが適当と考えられるのではないか。
- □ なお、一部の二種指定事業者からは、支払猶予等を認める場合は、一般的に何らかの債権保全措置が講じられるものと考えており、その在り方も併せて検討すべきと意見が示されているが、事業者間接続等に係る債権保全措置については、預託金等の債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等について、ガイドラインとして既に指針が示されており、本件についても、基本的には、これが適用されるものと考えられるのではないか。

[※] 電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン(平成18年12月総務省策定)

(3)考え方⑥~重大な後発事象について~

- □ <u>新型コロナウィルス感染症</u>については、データ利用の微増や設備投資の遅延が想定されるとの指摘もあるが、MVNOにおいて、それが接続料にどのような影響を与えるのかが見通せない状態にあると考えられる。
- □ MVNO委員会からは、不測の事態が生じた場合は、少なくとも、当該事態が接続料にどのような影響を与えるかについて、適時かつ具体的に情報提供されることが重要である旨、不測の事態が生じた場合のみならず、平時においても、予測接続料算定時との状況変化が生じた場合には、適時かつ具体的に情報提供されることを強く要望する旨の意見が示されている。
- □ <u>二種指定事業者</u>からは、新型コロナウィルス感染症の接続料に与える影響については、年度を通じての全体像について検討する必要がある旨、全体像を見通せない状態でのMVNOへの情報提供については、誤った情報を伝える可能性もある旨の意見が示されている。
- □ 予測値の算定時点では<u>想定し得なかった重大な後発事象が生じ、それが接続料に大きな影響を与える場合は、MVNOにおける予見性の確保の観点から、MVNOに対して適切に情報提供がなされることが望ましい</u>と考えられる。
- □ 今回の新型コロナウィルス感染症に伴う事象については、まずは、現時点で原価、利潤及び需要にどのような影響が生じているか、今後それがどのように変化していく可能性があるのか等、接続料に与える影響について、二種指定事業者において分析の上、MVNOからの求めに応じて、開示が可能な範囲で、適時・適切に情報提供することが適当と考えられるのではないか。

(3) 考え方~その他 予測と実績の乖離の調整方法について~

- □ <u>予測と実績の乖離の調整</u>については、精算方式により行うこととされたが、当研究会第三次報告書では、今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当であると指摘している。
- □ この点、二種指定事業者から予測値の算定方法が示されたことを踏まえ、MVNO委員会に対して改めて確認したところ、会計原則やMVNO間の公平性の観点から、精算方式が望ましい旨の意見が示された。
- □ 予測と実績の乖離については、<u>引き続き、精算方式により調整することとしつつ、</u>当研究会第三次報告書で 指摘したとおり、引き続き、継続的な検証を行っていくことが適当と考えられるのではないか。

2 4G・5G一体接続料の適正性向上

(1)検討課題

- □ 5G導入当初におけるデータ接続料については、モバイル研究会最終報告書において、4Gサービスと5Gサービスが一体的に運用されること、5Gサービスと4Gサービスは当面同質のサービスと見ることができることを踏まえると、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定することには一定の合理性があるとされ、これを踏まえ、総務省から二種指定事業者に対し、2020年3月13日、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定することとして差し支えない旨通知がなされている。
- □ 他方、4G·5G一体接続料は、4G単独接続料と比べて、その水準が相当程度高額となることが想定され、その程度によっては、MVNOの経営に大きな影響を及ぼすことになる可能性があることから、<u>総務省においては、4G·5G一体接続料について、4G単独接続料と比較して、料額の水準にどの程度差が生じるのか、それが今後どのように推移してくのか、検証を行うこととした。</u>
- □ 総務省では、検証に際し、2020年3月13日、二種指定事業者に対し、4G単独接続料の料額の推計値及びその推移並びにそれらの算定根拠について情報提供を行うよう、要請を行った。その結果、各社とも、5G開始当初、4G・5G一体接続料の水準は4G単独接続料の水準を上回るものの、その差は小さく、数年後には、4G・5G一体接続料の水準は、4G単独接続料の水準を下回ることになる見込みが示された。
- □ これに関し、引き続き、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定することについてどう考えるか等の論点を設定し、検討を行った。

① MVNO委員会

- 具体的な数値等の情報開示がないため、引き続き4G・5G一体接続料を設定することの是非を判断することは困難。
- 5G導入がMVNOの経営にどの程度影響を与えているかを確認可能とするため、「4G・5G一体接続料」 と「4G単独接続料」がどの程度の差があったのか、その比率等を開示いただくことが望ましい。

② 二種指定事業者

NSA方式においては基地局等の共用設備が大宗を占め、5G単体の投資は限定的のため、4Gと5Gを一体的に算定した場合の接続料影響は大きくないと想定。また、4G単体の接続料を設定することで、5Gへの移行が進まなくなることや、5G導入当初や普及期における接続料水準が大幅に変動し、後年において4G接続料が上昇に転じ、MVNOによる「良いとこ取り」が生じる懸念があるため、4Gと5Gは、引き続き一体による算定とすることが適当。

(3)考え方

- □ モバイル研究会最終報告書で指摘されたとおり、5G導入当初におけるデータ接続料は、4Gに係る接続料と 5Gに係る接続料を一体として設定することについて、一定の合理性が認められる。
- □ 4G·5G一体接続料については、4G単独接続料と比べて、その水準が相当程度高額となり、MVNOの経営に大きな影響を及ぼすことが懸念されたが、二種指定事業者から提供された情報を検証すると、各社とも、5Gサービス開始当初、4G·5G一体接続料の水準は4G単独接続料の水準を上回るものの、その差は小さく、数年後には逆転する見込みであり、MVNOの経営に大きな影響を及ぼすとまでは言えないと考えられる。
- □ 二種指定事業者からは、引き続き4G・5G一体接続料とすることが適当である旨の意見が示されている。
- □ 5G導入当初におけるデータ接続料については、<u>引き続き、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として</u> 設定することが適当と考えられるのではないか。
- □ 2020年3月13日、総務省から二種指定事業者に、5G導入後の接続料及び網改造料について、5G導入の影響がどの程度寄与しているのか、MVNOからの求めに応じて適切に説明するよう要請。
- □ <u>二種指定事業者</u>からは、<u>一定の情報提供を行っている</u>旨の説明がなされているが、<u>MVNO委員会</u>からは、 どの程度の影響があったか<u>定量的な説明はなされなかったため、十分な情報が得られたとは言い難い</u>旨、 4G·5G一体接続料の水準と4G単独接続料の水準にどの程度の差があったのか、その比率等の開示を要望 する旨の意見が示されている。
- □ 5G導入後の接続料及び網改造料について、5G導入の影響がどの程度寄与しているのか、MVNOからの求めに応じて、二種指定事業者から、根拠を提示しつつ具体的な説明が行われるよう、総務省において取組を強化することが適当と考えらえるのではないか。

3 原価の適正性向上

(1)検討の経緯

- □ データ接続料の原価の算定について、データ伝送役務に係る費用の抽出(ステップ1)については、接続会計規則に抽出・配賦の基準が示されているとともに、二種指定事業者において、抽出・配賦の基準や手順を記載した書類(配賦整理表)の作成、総務省への提出を毎年度行うこととされているが、回線容量課金対象費用の抽出(ステップ2)及び接続料原価の抽出(ステップ3)については、MVNOガイドラインに抽出・配賦の考え方が示されているのみで、二種指定事業者において、抽出・配賦の基準や手順を記載した書類の作成、総務省への提出を毎年度行うこととされていない。
- □ ステップ2及びステップ3における抽出・配賦の適正性については、総務省においては、二種指定事業者から提出される接続料の算定根拠に基づき確認してきたところ、<u>当研究会第三次報告書では、費用区分ごとにどのような費用を控除しているのか等抽出・配賦の実態を把握の上、二種指定事業者間の比較を行うことにより検証し、その上で、配賦整理表や接続料の算定根拠の様式の在り方も含め、所要のルール整備について検討することが適当である旨の指摘を行ったところである。</u>
- □ そこで、<u>主要な費用区分に係るステップ2及びステップ3における抽出・配賦について、二種指定事業者から</u>の聴取により、実態を把握し、検証を進めることについて、どう考えるかとの論点を設定し、議論を行った。

(2)意見①

① MVNO委員会

- 控除率に差異が生じていることが接続料算定の適正性の観点で問題がないか検証することは必要不可欠。
- 原価の抽出の考えを具体化すること、抽出方法及びその配賦基準等について、二種指定事業者に接続料算定根拠として提出を要することは、有効。

② 二種指定事業者

- MNO3社で資産や費用の構成も異なるため、費用控除等に統一ルールを導入した場合、各社の戦略・方針に基づくコストが接続料原価に適切に反映されず、コスト回収漏れ等の問題が生じる恐れがあるため、統一ルールを導入する必要性や目的、範囲・項目等について慎重な議論が必要。
- 各社における事業構造やネットワーク構成、経理の状況や取得可能データの範囲等が異なることから、<u>統</u> 一ルール化は困難。
- 控除率だけで判断されるべきではない。配賦ルールが統一すべきところは統一されることは理解しているので、どの点を統一していくのかについての議論から始めさせていただきたい。
- 各社ネットワーク構成や会計処各社ネットワーク構成や会計処理等に相違があると想定されるため、<u>単純に</u> **控除率のみで適正性を判断すべきではない**。
- 検証を進めるにしても、複数事業者による設備競争やサービス競争にある中で、<u>過去実績であっても現状</u> <u>公表していない内容については全て保護されるべき事業運営のノウハウに関わる情報</u>であるため、原則として提出できるものではない。
- 算定方法の考え方については、既に現行ガイドラインにおいて規定されており、各社当該ガイドラインに沿って適切に算定しているものと理解。費用控除の方法の差分について、水準については大きな差分は発生していないことを踏まえれば、これ以上の規制は不要。
- 原価の抽出について、ガイドラインに準拠し算定しているため、接続料算定根拠としての提出までは不要。

(2)意見②

③ 構成員

- 原価抽出において、<u>ある費用を控除するステップが各社異なっている場合があった。最後の値が合えば良いとするのではなく、ある程度統一する必要がある</u>のではないか。ステップ1から3でどこにどういう費用が入ってくるのか、考え方を整理しておく必要がある。
- 配賦整理書の提出義務があるのはステップ1のみ。ステップ2、ステップ3は提出義務がなく、抽出方法もお そらく各社微妙に異なっている。この点、一定のルール合わせが求められるのではないか。アウトプットに対 してどの程度トレーサビリティが保たれているかというと、現時点ではブラックボックス。固定では検証のため にかなり細かいデータを提出させている現状と比較すると、移動はまだまだ粗いという印象。
- 配賦の統一ルールは、費用構成を同じにするものというわけではなく、<u>違う場合でも合理的な説明ができれ</u> ば問題ないというルールではないか。
- ルールの統一化にあたり、大枠の考え方を合わせていき、必要な資料を各社で同じように提出してもらい、 歩調を合わせる中で整合性を高めていくことが大事。
- 控除した後の額が高いのか低いのかも含めて数値を見ていく必要がある。全部は難しいので<u>金額の大きい</u>費目などから、情報をいただいて検証していきたい。どこから検証していくのは事務局も含めて仕分けをしていってほしい。
- 透明化を図る観点からは、ステップ1同様、ステップ2、3についても配賦基準を提示いただく制度も必要ではないか。一種制度における細かい配賦方法の提供とも比較してはどうか。
- MNOは一種制度で求められている程度を越えないようにとのことだが、**それなりの理論武装がないと、一種 制度を超えるようなものを提出が難しい**と思う。
- 原価の抽出については、GLの扱いの中で、詳細の情報提供ができるようにしないと透明性確保に結び付かないと思う。

(3)考え方

- □ データ接続料の原価の算定におけるステップ2及びステップ3について、主要な費用区分における<u>控除率を比較</u>したところ、<u>施設保全費、減価償却費、通信設備使用料及び試験研究費</u>において、二種指定事業者の間で大きな差異が生じていることが確認されたため、それが、どのような理由により生じているのか、二種指定事業者への聴取により確認を行った。
- □ その結果、<u>控除率に大きな差異が生じていることには、一定程度の合理的な理由があることが確認されたが、必ずしも十分に検証が行われたとは言えない。</u>上記費用区分における二種指定事業者間の控除率の差異について、<u>さらに詳細な実態把握を進めることが適当</u>と考えられるのではないか。
- □ ステップ2及びステップ3は、MVNOガイドラインに抽出・配賦の考え方が示されているのみで、二種指定事業者において、抽出・配賦の基準や手順を記載した書類の作成、総務省への提出を毎年度行うこととされておらず、接続料の透明性・検証可能性の面で、ステップ1と差異がある。
- □ <u>二種指定事業者</u>からは、抽出・配賦の基準については、<u>総務省からの質問等に対して都度示しており</u>、基本的に<u>変更するようなものでもない</u>ため、<u>改めて総務省への提出を毎年度行うようなルール整備を行う必要はない</u>旨の意見が示されている。
- □ ステップ2及びステップ3における抽出・配賦の適正性の向上を図る上では、二種指定事業者が、<u>どのような基準によってどのような手順により抽出・配賦を行っているのか</u>、その<u>実態を、毎年度、詳細に確認</u>できるようにすることが有効であり、配賦・抽出の基準及び手順を記載した書類の作成、総務省への提出を行うこととすることが適当と考えられるのではないか。その際、具体的にどのような考え方の下でどのような費用を控除しているのか、詳細を把握できるよう、詳細な基準の作成・提出を求めることが適当と考えられるのではないか。

<参考資料>

データ接続料(回線管理機能接続料)の推移(3社比較)

- □ データ接続料については、2020年度から、次のとおり、さらなる適正性を確保。
 - ① MVNOにおける予見性確保等のため、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により、3年分の接続料を 算定
 - ② グループ内MNO(UQ、WCP)の二種指定により、電波利用の連携サービスに係る接続料を算定
 - ③ MVNOにおいても5Gサービスの提供が可能となるよう、4G・5G一体の接続料を算定
- □ 今般の届出によると、<u>接続料は、引き続き、減少し続ける見通し</u>。



(年度)

※ 2019年度までは、原価、利潤及び需要の実績に基づく「実績原価 方式」により接続料を算定している。各年度の値は、当該年度の実績 に基づき算定された接続料の値。

※ 括弧内は対前年度増減率。

(参考)データ接続料の算定方法

接続料単価 ≦ 適正な原価 + 適正な利潤 悪悪(回線容量)

第二種指定電気通信設備制度

- 第二種指定電気通信設備制度は、相対的に多数のシェアを占める電気通信事業者が有する「接続協議における交渉上の優位性」に着目し、接続料及び接続条件の公平性・透明性、接続の迅速化等を確保する観点から、非対称規制として設けられた制度。
- 10%超の端末シェアを占める事業者に対し、接続料等についての接続約款の届出等の義務が課せられる。
- 公正競争確保に向けては、接続料の適正性の向上が重要。これまで、算定・検証の仕組みが順次整備。

第一種指定電気通信設備制度(固定系)

第二種指定電気通信設備制度(移動系)

規制根拠

指定要件

設備の不可欠性(ボトルネック性)

都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること

NTT東日本・西日本を指定(1998年)

電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的 に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力

業務区域ごとに

10%超の端末シェアを占める伝送路設備を有すること

NTTドコモ(2002年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、 沖縄セルラー(2002年)、WCP(2019年)、UQ(2019年)を指定

接続関連 規制

- ■接続約款(接続料・接続条件)の認可制
- ■接続会計の整理・公表義務
- (※)その他、網機能提供計画の届出・公表義務

■ 接続約款(接続料・接続条件)の届出制

■ 接続会計の整理・公表義務

算定・検証の仕組み

算 定

適正原価+適正利潤を超えない額 (電気通信事業法第34条3項2号)

接続料の算定方法 (第二種指定電気通信設備接続料規則(2016年5月)) 接続料

検 証

算定根拠の総務大臣への提出 (電気通信事業法施行規則(2016年5月))

接続会計の整理・公表義務 (第二種指定電気通信設備接続会計規則(2011年3月))

接続料算定方法

- 第二種指定電気通信設備制度における<u>接続料</u>は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「能率的な経営の下における<u>適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならない</u>とされ、その<u>設定対象機能</u> (アンバンドル機能)や具体的な算定方法は、第二種指定電気通信設備接続料規則、電気通信事業法施行規則等で規定されている。
- 接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠をもとに総務省で検証している。

1 アンバンドル機能

- 電気通信事業法において、総務省令で定める機能について接続料の設定が義務付けられている。
- 接続料の設定を要する機能として、第二種指定電気通信設備接続料規則において、次の4つの機能が規定されている。

①音声伝送交換機能

②データ伝送交換機能

③MNP転送機能

4SMS伝送交換機能

2 接続料の算定方法

- 電気通信事業法において、接続料は適正原価+適正利潤を上限として設定する旨規定されている。
- 第二種指定電気通信設備接続料規則において、具体的な接続料の算定方法について規定されている。



電気通信事業法施行規則において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定されている。

アンバンドル機能について

□ 電気通信事業法第34条第3項第1号ロの接続料を適正かつ明確に定めるべき機能(アンバンドル機能)は、 二種接続料規則第4条に規定されている。

1 音声伝送交換機能	第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
2 データ伝送交換機能(注)	他事業者が設置する電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続(※)した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能(CDMA2000方式、EV-DO方式を除く。) ※:L2接続のこと。
3 番号ポータビリティ転送機能	番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業 者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種 指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
4 ショートメッセージ伝送交換機能	特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝 送交換を行う機能

注:データ伝送交換機能は、次の3部分に区分して接続料を算定することとされている。

- ① ②及び③に掲げる部分以外のもの(単位:回線容量)
- ② 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの(単位:回線数)
- ③ SIMカードの提供に係るもの(単位:枚数)

接続料の算定方法(二種接続料規則)

原価

二種接続会計「移動電気 通信役務収支表」の費用に 基づいて算定

設備管理運営費※

対象設備等に係る費用 の額を基礎として算定

二種接続会計規則 「移動電気通信役務 収支表」の費用を基礎 として算出

利潤

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の資産に基づいて算定

※各項目の算定に用いる額は二種接続会計「貸借対照表」の額を用いる

他人資本費用 = レートベース

他人資本比率

他人資本利子率

+繰延資産+投資その他の資産+貯蔵品+運転資

二種接続会 計「役務別固 定資産帰属

明細表」の帳 簿価額を基礎 として算定さ

+

繰延資産、投資その他 の資産及び貯蔵品の額 のうち、第二種指定電気 诵信設備の管理運営に 不可欠であり、かつ、収 益の見込まれないものを 基礎として算定

設備管理運営費(減 価償却費、固定資産 除却損及び租税公課 相当額を除く。)× (機能の提供から接 続料収納までの平均 的な日数/365日)

負債の額が 負債資本合 計の額に占 める割合の 実績値を基 礎として算

有利子負債(社債、借入金及びリース債務)に対する利子率及び 有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平 均したもの

有利子負債の額に対す る営業外費用のうち有 利子負債に係るものの 額の比率の実績値を基 礎として算定

当該負債の性質及び安全な 資産に対する資金運用を行う 場合に合理的に期待し得る利 回りを勘案した値として総務 大臣が別に告示する値

自己資本費用 = レートベース

×

自己資本比率(1-他人資本比率) ×

自己資本利益率

期待自己資本利益率の過去3年間(リスク(通常の予測を超えて発生し得る危険)の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度

利益対応税=(自己資本費用+レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率)×利益対応税率

有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比

法人税、事業税及びその他所得に課せられる

データ伝送交換機能の接続料 の場合は、「回線容量」

(通信料等の実績値)

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」

移動電気通信役務収支表

事業者名

事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日

(単位 円)

															_	(里	_
改務の種類		営業収益	営業費用	営業費	運用費	施設 保全費	共通費	管理費	試験 研究費	研究費償却	償却费	固定 資産 除却費	通信 設備 使用料	租税公課	営業利益	摘要	
	音声	携帯電話															
	音声伝送役務	その他								131							
移動電気通信役務	務	小計															
	デー	携帯電話・BWA															
役務	夕伝送役務	その他		-													
	務	小計															
	小	計															
移動電	意気通信役務以外の	の電気通信役務															
合		計															/

(記載上の注意)

- 1 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。
- (1) 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種類の役務に配賦すること。
- (2) 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種類の役務に配賦すること。

営	業		費	
窓			П	契約申込等件数比
料			金	料金請求件数比
販			売	販売件数比
そ	0)		他	加入数比、取扱量比(度数比又は通数比をいう。以下同じ。)又は回線数比
運	用		費	加入数比又は取扱量比
施設	保	全	費	関連する固定資産価額(取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。)比
共	通		費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比
管	理		費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比
試 験	研	究	費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研究	費	償	却	同上
減 価	償	却	費	関連する固定資産価額(帳簿価額をいう。以下同じ。)比
固定資	産	除却	費	関連する固定資産価額比
通信設	備	使用	料	回線数比又は取扱量比
租税		公	課	
固定	資	産 税	等	関連する固定資産価額比
事	業	所	税	管理部門等の人件費比

- (3) 二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること。
- 2 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 3 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」

役務別固定資産帰属明細表

事業者名

事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日

/18/

			移動電気通信役務						移動電気通信	
		音声伝送役務			データ伝送役務					
役	携帯電話	その他	小計	携帯 電話・B WA	その他	小計	小計	役務以外の電 気通信役務	合計	
気通信事業固定	資産									
有形固定資産										
	取 得 価 額									
機械設值	崩 減価償却累計額					(
	帳簿 価額									
	取 得 価 額					J				
空中線設備	減価償却累計額					(
	帳 簿 価 額									
· 本 / - 体: 田 =	取得価額									
通信衛星部	減価償却累計額									
備	帳簿 価額									
	取 得 価 額									
端末設位	崩滅価償却累計額									
	帳 簿 価 額									
12 rd 2 90 97 97	取 得 価 額									
市内線路部	減価償却累計額									
備	帳 簿 価 額									
-t- W 60 n/c 30	取得価額									
市外線路影	減価償却累計額									
備	帳 簿 価 額									
	取 得 価 額									
土木設(繭 減価償却累計額									
	帳簿 価額									
	取 得 価 額									
海底線設備	減価償却累計額									
	帳 簿 価 額									
	取 得 価 額									
建 4	物 減価償却累計額									
	帳 簿 価 額									
	取 得 価 額									
構築生	物 減価償却累計額									
	帳 簿 価 額									
144 L 1. 77 - 171	取得価額									
機械及び装	減価償却累計額									
置	帳 簿 価 額									
de SETE VIA	取得価額									
車両及び船	減価償却累計額									
角白	帳 簿 価 額									
工具、器具	取 得 価 額									
及び備品	減価償却累計額						-			

帳 簿 価 額				
取 得 価 額				
減価償却累計額				
帳簿 価額				
取 得 価 額				
減価償却累計額				
帳簿 価額				
取 得 価 額				
減価償却累計額				
帳 簿 価 額				
取 得 価 額				
減価償却累計額				
帳 簿 価 額				
取 得 価 額				
滅価償却累計額				
帳簿 価額				
帳 簿 価 額				
	取得価額減価償却累計額 帳簿価額 超級価償却累計額 縣 簿価額 题 得価額 题 测域価償却累計額 縣 簿価額 题域価償却累計額 縣 簿価额 题域価償却累計額 級 一個 額 級 一級 一	取得価額 減価償却累計額 帳簿価額 取得価額 減価償却累計額 帳簿価額 取得価額 減価償却累計額 長衛面額 取得価額 取得価額 取得価額 取機飾価額 取得価額 取得価額 取得価額	取得価額 減価償却累計額 帳簿価額 取得価額 取得価額 取得価額 取得価額 取得価額 取得価額 取得価額 取得	取得価額 減価償却累計額 帳簿価額 取得価額 減価償却累計額 帳簿価額 取得価額 減価償却累計額 帳簿価額 取得価額 減価償却累計額 帳簿価額 取得価額 取得価額 減価償却累計額 帳簿価額

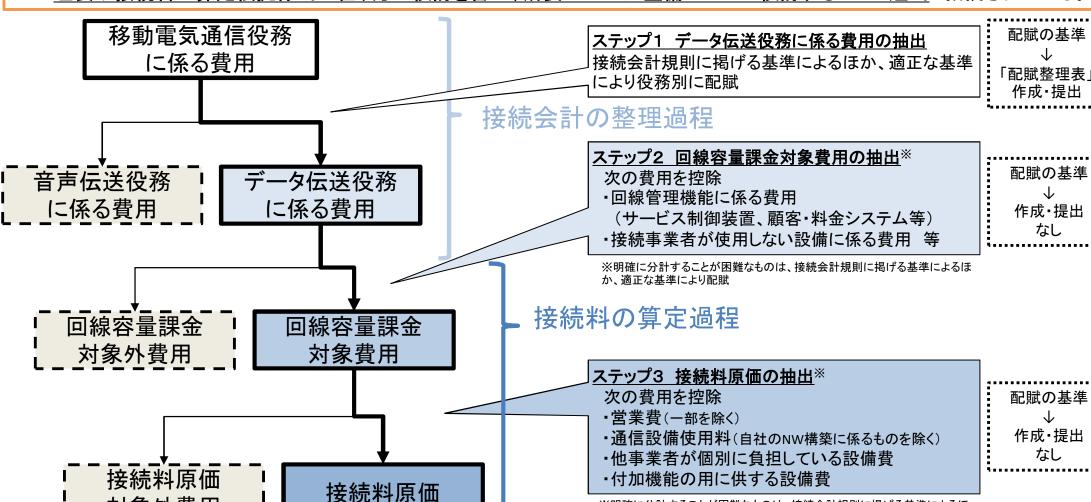
(記載上の注意)

- 1 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。
- 2 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

なし

原価算定における費用の抽出・配賦について

- データ接続料の原価について、データ伝送役務に係る費用の抽出(ステップ1)については、接続会計規則に配賦の基準が 示されているとともに、二種指定事業者において配賦の基準を記載した配賦整理表を作成・提出することとされている。
- 回線容量課金対象費用の抽出(ステップ2)及び接続料原価の抽出(ステップ3)については、MVNOガイドラインに抽出の考 え方が示されているのみで、二種指定事業者において具体的な抽出の基準を作成することとはなっていない。
- 接続料研究会第三次報告書では、ステップ2及びステップ3における抽出の適正性を検証することが適当であり、費用区分 ごとにどのような費用を控除しているのか等配賦・抽出の実態を把握の上、事業者間比較により検証し、その上で、配賦整 理表や接続料の算定根拠様式の在り方の検討を含め、所要のルール整備について検討することが適当と指摘されている。



※明確に分計することが困難なものは、接続会計規則に掲げる基準によるほ

か、適正な基準により配賦

対象外費用

ステップ1における配賦の基準

- □ 回線容量に係る接続料算定におけるステップ1(移動電気通信役務に係る費用からのデータ伝送役務に係る費用の抽出)については、接続会計規則に掲げる基準によるほか、適正な基準により役務別に配賦することとされている。
- □ また、配賦の基準(配賦整理表)を作成・提出することとされている。
- 当該配賦の基準のうち、減価償却費、施設保全費、通信設備使用料に係るものは下表のとおり。

	接続会計規則に 掲げる基準(原則)	NTTドコモ	:	KDDI	ソフトバンク
減価償却費	関連する固定資産価額 (帳簿価額をいう。)比	固定資産の配賦基準により細分別	別に算定	固定資産帳簿価額比	固定資産帳簿価額比
		NW保守運営機能 NW保守	ネットワーク資産額比		
		NW保守運営機能 サービス品質管理	ネットワーク資産額比		
	関連する固定資産価額 (取得原価をいう。)比	NW保守運営機能 災害対策	ネットワーク資産額比		固定資産取得価額比
		NW保守運営機能 オペレーション・113	ネットワーク資産額比		
		端末保守機能 端末技術	事業別故障受付件数比		
施設保全費		端末保守機能 端末アフター	事業別故障受付件数比	 田宁洛产取很压药比	
旭設体主真		NW構築機能 NW企画	ネットワーク資産額比	│固定資産取得価額比 │	
		NW構築機能 電波	ネットワーク資産額比		
		NW構築機能 NW建設 基盤確保	ネットワーク資産額比		
		NW構築機能 NW建設 建設	ネットワーク資産額比		
		NW構築機能 NW機能(償却費等)	ネットワーク資産額比		
		施設保全機能・共通費用	ネットワーク資産額比		
通信設備使用料	回線数比又は取扱量比	無線基地局回線容量比 営業収入額比		固定資産帳簿価額比	回線数比

ステップ2、ステップ3における配賦・抽出の考え方

○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(平成14年6月策定)より

ステップ2

ステップ2では、データ伝送役務に係る費用から回線容量課金対象外費用を控除して回線容量課金対象費用を抽出する。

回線容量課金対象外費用には、設備費 (※1) のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用 (※2) 及び接続事業者が使用しない設備に係る費用 (※3) が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本的収入の確保に係る費用が該当する。

回線容量課金対象外費用及び回線容量課金対象費用に明確に分計することが困難なもの(間接費(※4)を含む。)がある場合には、接続会計別表3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

- ※1 運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課がこれに該当する。
- ※2 例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。
- ※3 例として、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用。
- ※4 共通費及び管理費がこれに該当する。

ステップ3

ステップ3では、回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用を控除して、接続料原価対象費用を抽出する。

接続料原価対象外費用は、次に示す考え方に基づいて特定する。接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの(間接費を含む。)がある場合には、接続会計規則別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

〇 営業費

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備費であり、営業費は、原則として原価に算入されるべきではない。

しかしながら、電気通信の啓発活動に係る営業費、エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業費及び周波数再編の周知に係る営業費については、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものであり、原価への算入は否定されない。

〇 設備費

設備費であっても、次のようなものについては、接続料として他の事業者に負担を求めることが適当ではないことから、原価には算入しない。

- 通信設備使用料(自社のネットワークの構築に係るものを除く。)
- 他の事業者が個別に負担している設備費(例: POI回線に係る費用)
- 付加機能(例:留守番電話機能)の用に供する設備費

接続会計規則別表第3に示されている配賦の基準

〇第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成二十三年総務省令第二十四号)(抄) 別表第3

[表略]

- 1 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種類の役務に配賦すること。
- 2 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種類の役務に配賦すること。

営	業		費	
窓				契約申込等件数比
料			金	料金請求件数比
販			売	販売件数比
そ	の		他	加入数比、取扱量比(度数比又は通数比をいう。以下同じ。)又は回線数比
運	用		費	加入数比又は取扱量比
施設	保	全	費	関連する固定資産価額(取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。)比
共	通		費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比
管	理		費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出 額比
試験	研	究	費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
研 究	費	償	却	同上
減 価	償	却	費	関連する固定資産価額(帳簿価額をいう。以下同じ。)比
固定資	産	除 却	費	関連する固定資産価額比
通信設	(備	使 用	料	回線数比又は取扱量比
租税	į	公	課	
固定	資质	産 税	等	関連する固定資産価額比
事	業	所	税	管理部門等の人件費比

3 二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること。

各費用項目の内容

費用項目	内容
営業費	電気通信役務の提供に関する申込みの受理、電気通信役務の料金の収納及び電気通信役務の 販売活動並びにこれらに関連する業務に直接必要な費用
施設保全費	電気通信設備の保全のために直接必要な費用
共通費	営業所等における共通的作業(庶務、経理等)に必要な費用
管理費	本社等管理部門において必要な費用
試験研究費	研究部門において必要な費用
減価償却費	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費
固定資産除却費	固定資産の除却損及び撤去費用(毎事業年度経常的に発生するもの)
通信設備使用料	他の事業者に対してその設備を使用する対価として支払う費用
租税公課	固定資産税、事業所税等の租税(法人税、住民税及び事業税(利益に関連する金額を課税 標準として課される事業税をいう。)を除く。)及び道路占用料等の公課

需要の算定について

〇MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(平成14年6月策定 平成29年9月最終改定) (抜粋)

データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の需要

二種接続料規則第11条第2項では、「需要は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値とする。」とされており、同令第13条第1項第1号では、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料は回線容量を単位として設定するものとされている。当該単位を踏まえ、当該需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。

〇接続料の算定に関する研究会 第3次報告書(令和元年9月)(抜粋)

- 回線容量として、二種指定事業者のどの電気通信設備の伝送容量を用いるかについては、ガイドラインにおいて「ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする」と規定されているのみであり、必ずしも明確にはされておらず、また、実際に各二種指定事業者がどのように算定しているかについては、接続料の算定根拠にその値及び算定方法の概要が記載されるのみである。
- 需要の精緻化について、まずはMVNOからの意見も踏まえ、回線容量の算定方法の適正性について検証することが適当である。具体的には、本研究会において<u>二種指定事業者からその実態を聴取した上で、二種指定事業者間の比較等によりその適正性を検証の上、所要のルール整備について検討することが適当</u>である。とりわけ、回線容量が適正に算定されているかを確認するため、例えば、最繁時トラヒックと回線容量の推移の比較、MVNOが契約する回線容量と二種指定事業者の回線容量がどのような関係にあるのかの検討等を行った上で、実トラヒックの公表・提出等について検討することが適当である。

接続料の適正化の経緯

2000年

電気通信審議会答申「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」(12月)

■ 第二種指定電気通信設備制度の創設

→「電気通信事業法」改正(2001年6月)

- ・接続料等についての接続約款の届出・公表義務導入
- ・接続料は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないと規定
- → NTTドコモ(2002年)、沖縄セルラー(同年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、WCP(2019年)、UQ(同年)を指定

2007年

日本通信からの裁定申請に係る総務大臣裁定(11月)

■ データ接続料(帯域幅単位)の届出開始

2009年

情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(10月)

- 接続料算定方法の整備
 - ・原価、利潤、需要による接続料の算定方法をガイドラインとして整備
 - ・原価から営業費を除外
- 接続会計の導入
 - ・接続料算定の基礎となる接続会計の整理・公表義務導入

- →「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」 策定(2010年3月)
- →「電気通信事業法」改正(2010年12月)、 「第二種指定電気通信設備接続会計規則」制定(2011年3月)

2011年

情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(12月)

- 第二種指定電気通信設備の指定基準値の引き下げ(25%→10%)
- →「電気通信事業法施行規則」改正(2012年6月)

2014年

情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」(12月)

■ ガイドラインで規定していた接続料算定方法等の法制化 (アンバンドル機能、機能ごとの接続料算定方法)

→「電気通信事業法」改正(2015年5月)、 「第二種指定電気通信設備接続料規則」制定(2016年3月)

2016年

「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」取りまとめ(11月)

■ 利潤における資本調達コストの算定方法の厳密化

→「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2017年2月)

2017年

「電気通信市場検証会議」平成28年度年次レポート(8月)

- データ伝送機能における接続料算定区分の設定(回線管理機能等)
- →「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2017年9月)

2019年 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(4月)及び「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(9月)

- 全国BWA事業者指定に係る制度改正
 - データ伝送交換機能における将来原価方式導入

- 「電気通信事業法施行規則」等改正(2019年9月)
- 「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2020年1月)

第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用

- 電気通信事業法では、設備に接続される端末のシェアが一定規模(10%)を超えるMNOに、総務大臣の指定 により、接続料等についての接続約款の策定・届出義務等を課す「第二種指定電気通信設備制度」が規定さ れている。
- □ <u>全国BWA事業者2社(WCP、UQ)</u>の設置する設備に接続される<u>端末のシェアが10%を超えた</u>ため、当該2社 の設備を同制度の適用対象として指定。
 - ※ 指定に合わせ、携帯電話事業者と一体の接続料算定を可能とする等の省令改正を実施。
 - ※ 関係省令等は、情報通信行政・郵政行政審議会での答申を経て、2019年9月27日に公布。同年12月24日に施行。

【全国BWA事業者の設備を利用した「電波利用の連携」】

【指定により課される義務】



MVNO

MVNOユーザ

周波数 電波利用の 連携

携帯電話事業者ユーザ

全国BWA事業者によるネットワーク提供が、接続 会計に基づく適正原価・適正利潤により算定され た接続料により行われる。

一体的に接続料を算定する場合においても、その ネットワーク提供が、それぞれの接続会計に基づく 適正原価・適正利潤により算定された接続料により 行われる。

接続料の共同設定について

全国BWA事業者の設備の二種指定に併せて、全国BWA事業者は携帯電話事業者と一体となって「電波利用の連携」を実施している実態に鑑み、二種接続料規則において、複数の二種指定事業者による接続料の共同設定に係る規定を整備(令和元年12月24日施行)。

✓ 併せて、複数事業者の設備の一体運用に係る標準的接続箇所の扱いに関する規定整備(事業法施行規則)、全国 BWA事業者に音声伝送役務に係る規定を適用しないことの規定整備(二種接続料規則)も行っている。

接続料の共同設定方法(二種接続料規則)

- ① 複数の二種指定事業者が、機能をそれらの設備により実現する場合、当該複数の二種指定事業者は、総務大臣の承認を共同して受けた上で、当該機能に係る接続料を設定。
- ② 「接続料の算定事業者」は、当該機能に係る接続料について、自らの接続会計及び他の事業者の接続会計 に基づき原価及び利潤を算定する等の方法により設定。
- ③ 「他の事業者」は、当該機能に係る接続料について、「接続料の算定事業者」の設定したものと同額として設 定。

<留意点>

- 総務大臣の承認に当たっては、接続料の算定事業者に他の事業者が適切に協力することになっているか等、接続料の 共同設定が適切に行われるものであるかを確認(MVNOガイドライン)。
- 総務大臣の承認を受けた複数の二種指定事業者は、承認に係る機能の概要、接続料の支払い方法、責任の分解を接続的款に定めなければならない(二種接続料規則)。
- 複数の二種指定事業者が、機能をそれらの設備により実現する場合であって、利用者への役務の提供実態等に照らし 当該機能を複数の区分に細分して接続料を設定する場合については、当面、必要性・重要性の低い区分については接 続料を設定しないことができる(MVNOガイドライン)。

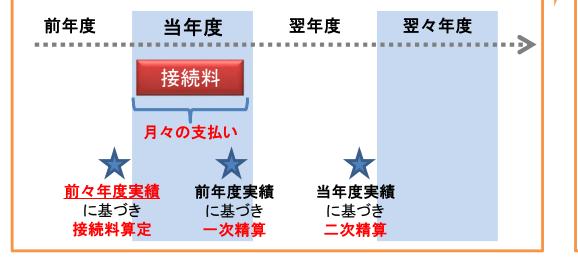
将来原価方式の導入

- □ 従来、データ通信接続料は、過去の実績(原価、需要等)に基づく「実績原価方式」により算定。
- □ MVNOにおける予見性確保、キャッシュフロー負担軽減を図り、公正競争を確保するため、2020年度から、合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定方式を導入。
 - ※ 関係省令等は、情報通信行政・郵政行政審議会での答申を経て、2020年1月27日に公布・施行。

「実績原価方式」(2019年度まで)

過去の実績に基づき、接続料を算定。

- ① 予見性が確保されず、原価管理に支障。
- ② 接続料の低下局面では、相対的に高い接続料による支払いを要し、過大なキャッシュフロー負担。



「将来原価方式」(2020年度以降)

合理的な予測に基づき、接続料を算定。

- ① 当年度の接続料の予見性が確保される。
- ② キャッシュフロー負担が軽減。
- ③ **複数年度の接続料が算定**されることで、 予見性の一層の向上が期待。



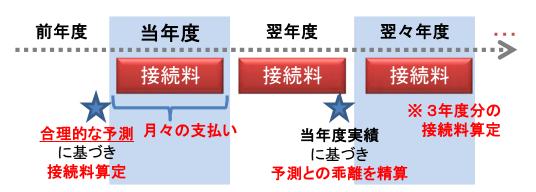
将来原価方式による接続料算定方法

<u>1</u> 算定方法

- 「将来原価方式」は、接続会計等を基礎として算定された原価、 利潤及び需要の、接続料が適用される年度に係る予測値に基 づき、当該接続料を算定する方式。
- 原価である「設備管理運営費」、利潤算定に用いるレートベース の太宗を占める「正味固定資産価額」及び「需要」の3項目について、それぞれ、合理的な将来予測を行うもの。

2 算定対象、算定期間等

- 算定対象は、データ伝送交換機能のうちの回線容量単位接続料及び回線数単位接続料。
- 算定期間は3年で、1年度目、2年度目及び3年度目の 3つの予測接続料を設定。さらに、「実績原価方式」により精算接続料を設定し、予測接続料との差額を精算。



3 予測と実績の乖離への対応

- 具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられているところ、<u>予測と実績の乖離のMVNOの</u> 経営に与える影響をなるべく小さくする観点から、次の措置を実施。
 - ✓ 接続料の届出時期について、予測接続料は2月末まで、精算接続料は12月までと早期化。需要の対前年度比の開示時期も早期化。
 - ✓ MVNOが自らの努力により乖離を予想できるよう、予測値の具体的な算定方法、予測接続料と精算接続料の原価、利 潤及び需要の乖離率等を情報開示対象に追加。
 - ✓ 予測値の算定方法について、MVNOガイドラインにおいて、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における見込みを適切に反映し、実態に即したものとすることが求められる旨規定。
 - ✓ 予測値の算定方法の適正性について、<u>総務省において、審議会への報告等を通じて毎年度検証</u>。

一種指定制度における予測値の算定方法

- □ 一種指定制度における「将来原価方式」では、一種接続料規則の規定により、
 - 「設備管理運営費」について、一種接続会計規則「設備区分別費用明細表」の費用の額及び通信料等 の実績値を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定する、
 - 「正味固定資産価額」について、一種接続会計規則「固定資産帰属明細表」の帳簿価額及び通信料等 の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする、
 - 「需要」について、通信料等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いることとされている。
- □ 上記3項目における具体的な予測値の算定方法は法令やガイドラインにおいて規定されておらず、一種指 定事業者が自らの経営情報、経営判断等に基づき算定し、接続約款の認可の過程で総務省が算定の適正 性を検証している。



- 一種接続会計規則「設備区分別費 用明細表」記載の費用の額。
- 「将来原価方式」では、これと通信 <u>量等の実績値を基礎として、合理</u> 的な将来の予測に基づき算定。

- 一種接続会計規則「固定資産帰属 明細表」の帳簿価額。
- 「将来原価方式」では、これと通信 <u>量等の実績値を基礎として、合理</u> 的な将来の予測に基づき算定。

- ・ 機能ごとの通信量等の直近の実 績値。
- 「将来原価方式」では、<u>これに代えて将来の合理的な機能ごとの</u> 通信量等の予測値を用いる。

一種指定制度における「設備管理運営費」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が 加入者光ファイバ網について2014(H26)年度から2016(H28)年度までの接続料を予測した際の事例)

- □ 事例では、一種接続会計規則「設備区分別費用明細表」に区分ごとに記載されている2012(H24)年度の費用の額を基礎として、当該区分ごとに設定した「算定方法」により予測値を算定している。
- □ 予測値の「算定方法」としては、「取得固定資産伸び率」(※)、「契約者数変動率の伸び率」等をベースとしている。
 - ※ フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増に応じた設備構築実績を踏まえて予測している。

(単位:百万円)

区分		平成24年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		実績	営業費用	平成25年度	十成20年度	十成27年度	十八20千尺
営業費	2	0	0	0	0	0	0
施設保	全費	24,911	24,009	27,715	28,756	29,630	30,375
共通費	K l	2,317	2,314	2,692	2,824	2,939	3,042
管理費	4	3,392	3,393	3,964	4,147	4,306	4,447
試験研	究費	4,055	4,055	3,651	3,401	3,281	3,165
通信設	備使用料	3	3	3	3	3	3
租税公	課	14,524	14,524	15,825	16,984	18,077	19,150
減価償却費		51,829	51,820	53,081	52,377	50,986	49,662
固定資産除却費		7,215	6,966	7,291	7,398	7,435	7,474
	(再)除却損	3,187	3,051	3,167	3,162	3,122	3,085
合計		108,247	107,084	114,222	115,890	116,657	117,318

	算定方法
	-
<故障修理・工 前年度値×取将 <電柱・土木>	事施工> 身固定資産伸び率に効率化率を加味(H25は配賦見直し影響を加味)
前年度值×契約	り者数変動率の伸び率に効率化率を加味
	フトウェア> 身固定資産伸び率に効率化率を加味
<上記以外> 前年度値×上記	己支出額変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度値×施訂	2保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度値×施記	2保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
前年度値×当年	F度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
前年度値×取得	身固定資産伸び率
前年度値×正呪	未固定資産伸び率
光ケーブルは個	別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
光ケーブルは個	別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
光ケーブルは個	別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率

一種指定制度における「固定資産価額」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が 加入者光ファイバ網について2014(H26)年度から2016(H28)年度までの接続料を予測した際の事例)

- □ 事例では、一種接続会計規則「固定資産帰属明細表」に区分ごとに記載されている2012(H24)の固定資産額を基礎として、 当該区分ごとに設定した「算定方法」により予測値を算定している。
- → 予測値の「算定方法」としては、「光ケーブルの当年度取得固定資産」(※)、「契約者数変動率」等をベースとしている。
 - ※ フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増に応じた設備構築実績を踏まえて予測している。

(単位:百万円)

			平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
線路設備	光ケーブル	取得固定資産	1,160,427	1,241,410	1,295,812	1,341,563	1,383,797	前年度值+当年度取得固定資産-除却額
		正味固定資産	450,999	454,136	432,066	402,541	373,971	前年度値+当年度取得固定資産ー減価償却費(当年度取得資産分は半稼動)ー除却損
	電柱	取得固定資産	97,856	109,012	120,363	131,607	142,613	前年度值×契約者数変動率
		正味固定資産	33,871	37,732	41,661	45,553	49,362	前年度值×契約者数変動率
	その他	取得固定資産	15,463	16,048	16,404	16,686	16,938	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
141		正味固定資産	1,891	1,964	2,008	2,043	2,074	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
土木		取得固定資産	868,084	967,051	1,067,749	1,167,496	1,265,131	前年度值×契約者数変動率
		正味固定資産	175,571	195,588	215,954	236,128	255,875	前年度值×契約者数変動率
建物		取得固定資産	38,780	40,125	40,950	41,608	42,198	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		正味固定資産	11,769	12,177	12,427	12,627	12,806	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
構築物		取得固定資産	2,854	2,954	3,015	3,064	3,107	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		正味固定資産	572	591	604	614	623	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
無形固定資	產	取得固定資産	46,584	47,561	48,207	48,738	49,229	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	<u> </u>	正味固定資産	7,406	7,581	7,694	7,786	7,871	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
その他		取得固定資産	34,967	36,141	36,864	37,441	37,959	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		正味固定資産	24,879	25,714	26,228	26,639	27,007	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
合計		取得固定資産	2,265,015	2,460,302	2,629,364	2,788,203	2,940,972	
		正味固定資産	706,958	735,483	738,642	733,931	729,589	

一種指定制度における「需要」の予測値算定方法及び算定結果の例

(NTT東日本が 加入者光ファイバ網について2014(H26)年度から2016(H28)までの接続料を予測した際の事例)

- □ フレッツ光については、年度末契約数が、毎年度、2013(H25)年度事業計画と同数の純増(50万契約)と予測し算定している。
- □ ダークファイバ、専用線等については、過去の増減等を用いて算定している。

(単位:千芯)

		平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
光サ	ービス芯線数	3,135	3,405	3,590	3,746	3,913
	フレッツ光	2,491	2,620	2,694	2,736	2,780
	ダークファイバ	504	651	769	889	1,018
	シングルスター	391	443	498	561	630
	シェアドアクセス	113	208	271	328	388
	専用線等	140	133	127	121	115

・フレッツ光については、下表の契約数に基づき、

ファミリータイプ: 8ユーザまでごとに1芯を使用

マンションタイプ: ミニ ・・・・1棟(最大8ユーザ)あたり1芯を使用

ミニ以外・・・ 光配線方式は32ユーザ、VDSL方式は16ユーザまでごとに1芯を使用

ベーシック: 1ユーザで1芯を使用

・ダークファイバについては、

シングルスター方式:平成25年度は直近3年間における最大の純増数と同数とし、以降は、直近3年間の状況を

踏まえて、毎年度、純増数が増加するものとして算定

シェアドアクセス方式:平成25年度上期実績の2倍を毎年度の純増数をベースに、新規参入需要等を個別に

織り込んで算定

・専用線等については、平成24年度の対前年減少率(▲4.8%)で推移

(単位:万契約)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
フレッツ光年度末契約数	975	1,025	1,075	1,125	1,175
純増数	40	50	50	50	50

債権保全措置に関するガイドラインについて

□ 電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置については、預託金等の債権保全の方式、 預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等について、ガイドライン として指針が示されている。

電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン(概要)

- 債務の履行が確保されない場合、接続が停止されれば利用者の利益が阻害されるおそれがある一方、 接続が停止しなければ接続事業者等の損失が拡大することとなる。
- 債権保全措置を講じることにより当該リスクを回避できるが、預託金等の水準如何によっては新規参入阻害や接続拒否等の競争阻害要因となることが懸念されるため、一定の指針を整理。

(1)債権保全の方式

例として、預託金のほか、金融機関、関連会社等からの債務保証、前払い、当事者双方の債権を相殺する方式等が考えられるが、基本的に当事者間の協議に委ねられる。

(2) 預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項

- 債務の支払いを怠り、又は怠るおそれがない場合、預託金の預入れ等を求め、それに応じないことを以て接続等を行わないことは不当な差別的取り扱いに該当しうる。
- 債務の支払いを怠り、又は怠るおそれの有無は、過去の支払実、信用評価機関等第三者による評価、 財務状況等の客観的根拠や、当該事業者からの合理的な説明に基づいて判断すべき。
- 預託金の預入れ等を求める場合には、相手先事業者に対し、債務の支払いを怠るおそれがあると判断 する合理的な根拠を示すことが適当。

(3)預託金等の水準

• 競争阻害の要因とならないよう債権の保全に必要かつ最小限のものとすべき。

接続政策委員会での委員指摘①

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会(第43回会合)(令和2年6月2日)

<予測値の算定方法の適正性向上>

- 全体的に予測値が出たことで、接続料の予見性が高まったと評価している。ただ、今後は、計算結果の透明性や適正性を 我々が検証するのが大事。
- 将来見込みについても、どういう形でどこに将来見込みの分が入っているかも分からない。全項目はできないと思うが、大事なポイントについてはこういった点を精査していきたい。
- 基礎となる情報の提出や推計方法の開示を求めるとあるが、これは各社の経営情報との綱引きになってくる。どの範囲まで開示を求めていくのかの線引きをして考えていかなければならない。
- 例えば正味固定資産価額などの各項目の配賦については、各社の説明が漠然としたものなので、特に金額が大きな費用 に関しては、配賦の考え方を明確にして、どういう数字をどういう根拠で使っているのか、確認する必要がある。
- まだ始まったばかりなので、あえて新自由主義的に申し上げると、何年か経って常にある事業者だけが非常に大きな乖離があるとなると、そこで将来予測が間違っていたのではないかということが、その事業者にも周りにも分かってきて、これによって自分で襟を正して、乖離の少ないような地道な将来原価の算定をするのではないか。
- 将来原価の算定方法には具体的な数字が入っているわけではないので、これを各社がお互いに開示すると参考になり、 寄せていけるのではないか。

<4G·5G一体接続料の適正性向上>

• 4G・5Gの一体接続料に関しては、規制のコストとの兼ね合いかなと思う。3Gから4Gになり、もう今は5Gになり、また6Gになっていくと考えると、何年間のために4Gと5Gをわざわざ分けるかどうか。そういう意味では、何年間のために分けなければならないかどうかを考えるということは必要ではないかなと思う。

<原価の適正性向上>

- 原価算定のステップ2、3のところが非常に気になる。配賦は不可逆的なのでよく分からないので、ある程度方法の統一性と透明性が必要。
- なかなか膨大な計算をしているわりには、3社の接続料が収れんしていくのが本当に不思議。また、各社の質問への回答が、すごくざっくりしたものなので、その辺も率直に驚いている。ただ、細かいところは各社で決めてくださいと言っている以上こうなってしまうのかなと思うので、もう少し指針とか目安があったほうが事業者さんとしても計算しやすいのかなとは思う。

接続政策委員会での委員指摘②

<原価の適正性向上(つづき)>

- 各社の最終的な接続料はほぼ同じであるが、事業者によって各ステップの控除率に差があるのは、問題だと思う。各ステップで差があると、最後の計算結果しか比べられず、ステップ1、2、3の各レベルで横に比較するということができない。特に控除率に大きな差があるもの、あるいは接続料に大きな影響があるものをいくつか絞って精査し、同じルールでステップ1、2、3が進んでいくような仕組みにすべき。
- 二種制度は規制の根拠が緩く、一種制度と違って多くの書類も届出制でもあるし、比較可能性という点では、3社の比較がなかなかうまくいかない状況であるが、最低のルールとして共通化を少しずつ図っていくというのはこれから必要な作業。
- β値の算定では、結果としての数値は違ってもいいけれども、考え方は3社ごとに異なっていたものを1つにしたという実績もあるので、そのような努力によって比較可能性をこれから高めていく必要がある。
- 配賦のルール等が全部ブラックボックスであり、今の状況ではなぜそうなったのかは極めて漠然とした配賦の基準だけが示されているだけで、全然分からない。このような状態は、今後様々な形で比較可能性とトレーサビリティを高めていく必要がある。その意味でも、着信ボトルネック規制によってモバイルにも規制をかけていくとなると、この点は改善スピードが随分高まるだろうと思った。
- 途中の数値がかなり違っているのに算定結果の数値が各社とも近いのはどういうことなのか。音声接続料とデータ接続料で各社の考え方がいろいろ違うところもあるかと思うが、そういう各社ごとの違いをどういうふうに考慮していくのかというのが、着信ボトルネック規制からも非常に悩ましい。
- 事務局の方々には、事業者ごとの違いが生じている点をつついていただいて、少しずつ数値を収れんさせていっていただ きたい。

<その他(需要について)>

- 需要に関して、一体どういう考え方でトラフィックを取っているのかが分からない。少し時間がかかると思うが、どういう考え 方でどういう数字を取って、各社同じような数字として使えるのか検証の必要がある。
- 需要については、5Gはどこまで需要が伸びてくるか、また、ここ一、二年のローカル5Gや、ノンスタンドアローン時代の需要の伸びがここまであるかどうかという点については、毎年ロールオーバーしていく中でしっかり見ていく必要がある。
- 需要がもし伸び切らないと、接続料がやっぱり逆ざやとしてMVNOに追加費用を取るということにもなりかねない。分割払いの提案もあったが、セーフティネットの意味では必要な措置としてやっておかないと、かつて固定系で事後精算の訴訟が起きたような事態にもなりかねないと思う。需要予測を上回る実績となることを期待したい。